

資 料

担保の多様性に関する実態調査(二・完) —アンケートの調査結果を中心として—

堀 田 親 臣

- 一 はじめに
- 二 債権者用アンケートの調査結果 (3 (3) まで、三〇巻四号)
- 三 債務者用アンケートの調査結果
- 四 おわりに (以上、本号)

二 債権者用アンケート⁽¹⁰⁾の調査結果

3 アンケート調査の結果

(4) 債権を目的とした担保の調査結果

第三に、債権を目的とした担保について、本アンケートでは、①債権質、及び②集合債権の譲渡担保に関するアンケート項目を設定した。また、これらに加えて、ここでは、③代理受領・振込指定に関するアンケート項目も多少詳しく設定し、その利用実態を把握するよう努めた。以下でも、この順に、アンケートの調査結果をみていくことにする。

①債権質

典型担保たる債権質については、3つのアンケート項目を設定した。本アンケートでの調査結果は以下に示すとおりである (ここでも、一部回答のものを含む)。

(10) 実際に用いた債権者用アンケートの調査票については、本稿 (一)、広島法学 30 巻 4 号 174-186 頁 (2007 年) に [資料①] として掲載しているので、それを参照のこと。

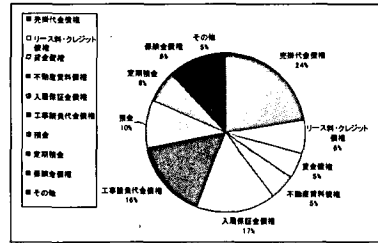
【集計結果 14 : 債権質】

◎利用回答数(再掲) : 44/170 (約 26%)

(1) 契約書名 : 多くは「質権設定契約証書」又は担保差入証 (なお、「債権譲渡担保」又は「債権譲渡」という契約書も少なくない (11/44)⁽¹¹⁾)

(2) 質権の目的たる債権の種類 (複数回答あり)

【全体に占める各種債権の割合】



①売掛代金債権 (サービス等の対価含む) → 21/44 (約 48%)

②リース料・クレジット債権 → 6/44 (約 14%)

③貸金債権 → 5/44 (約 11%)

④不動産賃料債権 → 5/44 (約 11%)

⑤入居保証金債権 → 15/44 (約 34%)

⑥工事請負代金債権 → 15/44 (約 34%)

⑦その他 → 14/44 (約 32%)

注 : 上記円グラフは回答総数 (90) を分母とした場合の割合を示すものである

預金 (9)、定期積金 (6)、保険金債権 (6、火災保険 (3含む))、商品納入代金、建築工事代金等の指名債権、敷金、土地収用に伴う補償金請求権、買戻代金債権、県の保証協会・保証を利用した売掛債権担保貸出し、定期借家権 (以上、各1)

(3) 対抗要件の有無とその方法 (重複回答あり)

①確定日付のある通知・承諾 → 29/44 (約 66%)

②通知留保 (白紙委任状の交付を受けているような場合) → 4/44 (約 9%)

③確定日付のない通知・承諾 → 10/44 (約 23%)

④債権譲渡特例法による対抗要件 (債権譲渡登記等) → 8/44 (約 18%)

⑤特債法による対抗要件 (債権譲渡の広告) → 0

⑥対抗要件なし → 6/44 (約 14%)

(11) 前注 (5) でも指摘したように、このような回答結果をどのように取り扱うかということは、1つの問題である。なお、後注 (12) も参照のこと。

債権質の前記・調査結果については、すでに本稿で一度指摘したことはあるが、ここで改めて、次のことを確認しておきたい。つまり、それは、債権質の利用回答数 44 という実数に関することである。

集計結果・項目 (1) でも明示したとおり、債権質を用いる際の契約書名に対する回答欄には、「債権譲渡担保」「債権譲渡」という回答記入が 11 件もみられた。したがって、この 11 件の回答については、本来、債権質の利用回答から差し引いて計算すべきかもしれない。しかし、本調査結果では、回答者による回答記入をそのまま調査結果に反映するという処理を選択したことから、筆者 (集計者) の判断による調整を経ない数字を利用回答数 44 という形で提示させていただいた。上記【集計結果 14】については、このような前提で、3つの項目に対する回答結果を示していることに、ここで改めて留意願いたい。

②集合債権の譲渡担保

次に、集合債権の譲渡担保⁽¹²⁾についてみていくことにする。集合債権の譲渡担保に関しては、以下の 6 項目についてデータを得た。なお、以下のデータについても、一部回答のものが含まれていることをお断りしておきたい。

(12) 前注 (2) で挙げた企業法制研究会 (担保制度研究会) 報告書の添付資料「動産・債権等担保金融に関するアンケート調査」における「動産・債権等担保金融に関するアンケート結果・与信金融機関調査」によると、譲渡担保であるかどうかは不明であるが、個別債権に対する担保設定もかなり行われているという調査結果が示されており、個別債権についても譲渡担保に関するアンケート項目を設定すべきであったと思われる。なお、このように本アンケートでは、個別債権の譲渡担保に関するアンケート項目を設定しなかったことから、債権質への回答において、回答者が契約書名を明示することにより個別債権の譲渡担保に関する回答をしたという可能性も否定できないと思われる。

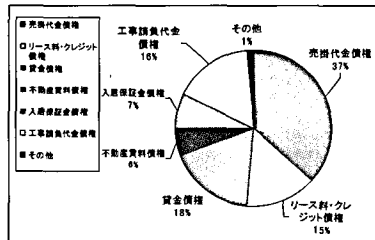
【集計結果 15 : 集合債権の譲渡担保】

◎利用回答数 (再掲) : 36/170 (約 21 %)

(1) 契約書名 : 多くは、債権譲渡担保契約書 (まれに担保差入証)

(2) 担保の目的たる債権の種類 (複数回答あり)

【全体に占める各種債権の割合】



①売掛代金債権 (サービス等の対価含む) → 25/36 (約 69 %)

②リース料・クレジット債権 → 10/36 (約 28 %)

③貸金債権 → 12/36 (約 33 %)

④不動産賃料債権 → 4/36 (約 11 %)

⑤入居保証金債権 → 5/36 (約 15 %)

⑥工事請負代金債権 → 11/36 (約 31 %)

⑦その他 → 回答 1 (割賦手形による受取手形担保 (1))

注 : 上記円グラフは回答総数 (68) を分母にした場合の割合を示すものである

(3) 集合債権の特定の方法 (重複回答あり)

①第三債務者 → 28/36 (約 78 %)

②債権の発生原因 (売買等) → 20/36 (約 56 %)

③債権発生期間 (いつからいつまで、特定の日から何年等) → 24/36 (約 67 %)

④金額 → 24/36 (約 67 %)

⑤その他 → 回答 3 (契約書名、仕入先が支払企業との継続的取引に基づいて支払企業に取得する売掛代金債権 (各 1))

(4) 譲渡担保を利用した理由 (重複回答あり)

①回収が容易 → 16/36 (約 44 %)

②利害関係人 (後順位の権利者等) の出現予防 → 9/36 (25 %)

③他に適切な担保方法がない → 21/36 (約 58 %)

④その他 → 回答 3 (制度融資利用のため (2)、国の政策に基づいて (1))

(5) 対抗要件の有無とその方法 (複数回答あり)

①確定日付のある通知・承諾 → 19/36 (約 53 %)

②通知留保 (白紙委任状の交付を受けているような場合) → 10/36 (約 28 %)

③確定日付のない通知・承諾 → 3/36 (約 8 %)

④債権譲渡特例法による対抗要件 (債権譲渡の登記) → 19/36 (約 53 %)

⑤特債法による対抗要件 (債権譲渡の広告) → 0

⑥対抗要件なし → 4/36 (約 11 %)

期限の利益喪失で手形の支払い呈示をし不渡事由で手形債権を主張 (1)

(6) 対抗要件における担保目的の明示

①明示されている → 25/36 (約 69 %)

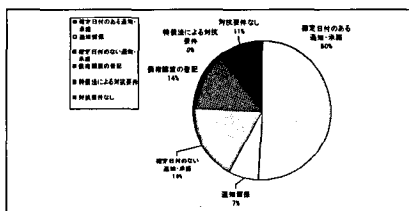
②明示していない → 6/36 (約 17 %)

ここで、上記の集計結果について、債権質に関する回答結果と対比しつつ、若干のコメントを付しておくことにしたい。

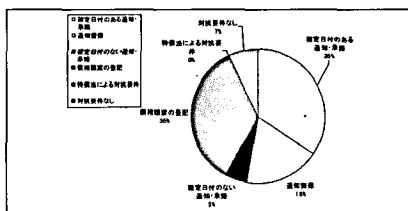
まず、担保の目的となる債権の種類に関しては、売掛代金債権がどちらの担保方法についても最も回答数が多いという点で共通性が認められる（債権質が44の総回答に対し21、譲渡担保が36の総回答に対し25）。また、工事請負代金債権についても、双方で比較的回答数が多くなっており、同様である（債権質が15、譲渡担保が11）。これに対し、集合債権の譲渡担保では、リース料・クレジット債権が総回答数36に対し10、貸金債権が12というように回答数が多くなっており、債権質と異なるところが見受けられる（債権質では、各々総回答数44に対し6及び5となっている。その一方で、債権質では、入居保証金債権に対する回答が15と多い（譲渡担保では回答数5））。

次に、対抗要件具備の方法についてであるが、債権質、集合債権の譲渡担保とも、確定日付のある通知・承諾が最も多くなっている点では共通性が認められる（債権質が29/44、譲渡担保が19/36）。これに対し、その他の方法については、多少の相違が認められる。具体的には、次頁の2つのグラフの対比から明らかなように、債権質では、確定日付のある通知・承諾に対する回答が回答総数の半数を占め、それに続いて、確定日付のない通知・承諾、債権譲渡特例法による対抗要件（債権譲渡登記等）という順になっており、その全体に対する比率もそれなりに高いものとなっている。その一方で、集合債権の譲渡担保では、確定日付のある通知・承諾と債権譲渡特例法による対抗要件（債権譲渡の登記）に対する回答数が同じ19で、回答数及びその全体に占める割合が最も大きくなっており、そして、通知留保に対する回答数及びその割合も、債権質に比べ大きなものとなっている。それとは逆に、譲渡担保では、確定日付のない通知・承諾に対する回答は少数にとどまっている。

【債権質の対抗要件の割合】



【譲渡担保の対抗要件の割合】



注：上記円グラフは回答総数(57)を分母にした場合の割合を示すものである。

注：上記円グラフは回答総数(55)を分母にした場合の割合を示すものである。

③代理受領・振込指定

最後に、債権を目的とする担保に関連して、代理受領・振込指定に関する調査結果をみておくことにする。そのデータは以下に示すとおりであるが、ここでも一部回答のものを含むことをお断りしておく。

【集計結果 16：代理受領・振込指定】

◎利用回答数(再掲)：53/170(約31%)

(1) 契約書名：契約書名は様々

(2) 代理受領・振込指定を利用した理由(重複回答あり)

①譲渡・質入れが禁止されているから→10/53(約19%)

②回収が容易→36/53(約68%)

③他に適切な担保方法がない→23/53(約43%)

④その他→回答1(債務者の信用維持及び債務者の承諾を得やすい(1))

(3) 第三債務者(原債務者)の承諾の有無

①承諾あり→46/53(約87%)

②承諾なし→6/53(約11%)

(4) 契約条項における「債権者のみに支払う」との特約の有無

①特約あり→39/53(約74%)

②特約なし→9/53(約17%)

(5) 「契約を解除(撤回)できない」旨の特約の有無

①特約あり→27/53(約51%)

②特約なし→19/53(約36%)

(5) 有価証券・知的財産権を目的とした担保

以上、ここまで、不動産、動産、及び債権の順に本アンケートの調査結果を確認してきた。すでに明らかなように、本アンケートに対する回答数は、不動産、債権、動産の順に多くなっており、おそらく、取引社会における担保目的物としての重要性も、その順になっているものと推測される。その一方で、現在の取引社会では、担保目的物はそれらに限定されるものではなく、その他にも担保目的物とされうるものが存在する。そこで、本アンケートでは、特に①有価証券、そして、②知的財産権について、個別のアンケート項目を設定し、回答してもらうこととした。以下でも、この順にアンケートの調査結果をみていくことにする。

①有価証券を目的とする担保

有価証券を目的とする担保については、以下の3つのアンケート項目を設定した。一部回答のものを含め、その調査結果は以下のとおりである。

【集計結果 17 : 有価証券担保】

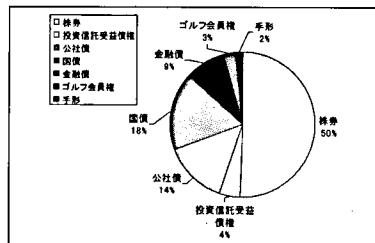
◎利用回答数 (再掲) : 130/170 (約 76 %)

(1) 契約書名 : 大多数→有価証券担保差入証 (111/130、まれに、質権設定、譲渡担保あり)

(2) 目的物である有価証券の種類 (重複回答あり)

- ①株券→ 126/130 (約 97 %)
- ②投資信託受益証券→11/130(約 11 %)
- ③公社債→ 35/130 (約 27 %)
- ④国債→ 44/130 (約 34 %)
- ⑤金融債→ 22/130 (約 17 %)
- ⑥その他→ 11/130 (約 8 %) ゴルフ会員権 (7)、手形 (4)、銀行定期預金 (1)

【全体に占める各種有価証券の割合】



(3) 証券の引渡しの有無等

- ①交付なし→ 4/130 (約 3 %)
- ②交付あり→ 121/130 (約 93 %)

注 : 上記円グラフは回答総数 (249) を分母にした場合の割合を示すものである

- (a) 名義書換あり→ 19/121（約 16 %、名義書換できる状態にあり（1含む））
- (b) 名義書換なし→ 98/121（約 81 %）

上記の調査結果については、これもすでに一度指摘したことであるが、ここで改めて次のことに注意をする必要がある。つまり、それは、契約書名に対する具体的回答記入から分かることであるが、有価証券を目的とする担保が用いられる際の契約書名には、「有価証券担保差入証」が一般的に広く用いられているということに関係する。このように契約書名に「担保差入証」という文言が用いられる際には、契約書名から直ちに契約当事者間で質権の設定がなされたのか、又は譲渡担保なのかということが判然としないということができる。また、契約条項として、当事者間で「有価証券を担保として差し入れる」という文言が用いられていた場合でも、前述のことに変わりはない。特に、有価証券を目的とする担保については、利用回答数 130 に対し 111 もの回答が寄せられたことから、「質権の設定か譲渡担保か」に関する不明瞭さの度合いは、他の担保（具体的には債権を目的とする担保）に比べ、著しく大きなものになっているということに改めて注意する必要がある。

②知的財産権を目的とする担保

次に、知的財産権を目的とする担保についてみることにする。本アンケートでの回答数はわずかなものであり、その調査結果は以下に示すとおりである。

【集計結果 18：知的財産権の担保】

- ◎利用回答数（再掲）： 4/170（約 2 %）
- (1) 契約書名：特になし
- (2) 知的財産権の種類
 - ①特許権→回答 1
 - ②実用新案権→回答 1
 - ③著作権→ 0

- ④意匠権→0
- ⑤商標権→回答 1
- ⑥その他→回答 1 (プログラム著作権 (1))
- (3) 担保の方法 (重複回答あり)
 - ①質権→回答 2
 - ②譲渡担保 (質権と明記されていないもの含む) →回答 3
 - ③その他→0
- (4) 対抗要件の有無
 - ①対抗要件あり→回答 3
 - ②対抗要件なし→回答 1

(6) その他の担保方法等

本アンケートでは、ここまでみてきた目的物毎の担保方法に関する実態調査だけでなく、次のような様々な事項についてもアンケート調査を実施した。つまり、①特殊抵当の利用状況、②個人保証の併用、③新たな資金調達制度の利用経験の有無、及び④その他の担保の利用である。以下では、これらの調査結果をまとめて提示しておくことにする。

【集計結果 19 : その他の担保方法等】

- 1 特殊抵当の利用状況
 - (1) 工場財団抵当→49/170 (約 29%)
 - (2) その他の財団抵当→10/170 (約 6%)
 - (3) 企業担保→回答 1
 - (4) 建設機械抵当→6/170 (約 4%)
 - (5) 自動車抵当→5/170 (約 3%)
 - (6) 船舶・航空機抵当→21/170 (約 12%)
 - (7) その他→回答 3
- 2 個人保証の併用
 - (1) 利用経験の有無
 - ①用いたことなし→16/170 (約 9%)
 - ②用いたことあり→130/170 (約 76%)

(a) 人的担保の併用→114/130（約87%）

(b) 物的担保の併用→61/130（約47%）

(2) 今後の必要性

① 現行のものが必要→68/170（40%）

② 限度額を定めたものが必要→73/170（約43%）

③ 必要ない→回答1

3 新たな資金調達制度の利用経験の有無

(1) 用いたことなし→73/170（約43%）

(2) 用いたことあり→種類不明1

① 資産流動化法（SPC法）による証券化→6/170（約4%）

② 不動産特定共同事業法による投資→回答1

③ 投資信託及び投資法人に関する法律（J-REIT）による投資→回答3

④ 売掛債権担保融資制度→46/170（約27%）

⑤ プロジェクト・ファイナンス→回答3

⑥ その他→回答1（PFI（1））

4 その他の担保の利用

(1) 預金担保→回答5

(2) 保証関連→回答3

(3) 保証金→回答1

(4) 廻り手形→回答1

(5) 農業用動産の抵当権→回答1

(6) 賃料に対する物上代位→回答1

(7) 小型漁船の抵当権→回答1

三 債務者用アンケートの調査結果

1 アンケートの実施状況

ここでも、まずはじめに、債務者用アンケートの実施及び回答状況の概要を示しておくことにする。

- (1) アンケートの発送時期：第 1 回、2004 (平成 16) 年 1 月 30 日～3 月末にかけて
第 2 回、2005 (平成 17) 年 3 月
- (2) アンケートの発送数：約 800 通
内訳：第 1 回、総合卸売、自動車販売、不動産業 (200)
第 2 回、大阪の企業 (600)
- (3) 実施の方法：債権者用に同じ
- (4) アンケートの回収数・回収率
回収数 = 58 通
回収率 = 7.25 % (58 / 800)

2 債務者用アンケートの概要

上記のように、債務者用アンケートの回収数・回収率は、非常に低いものとなっているが、ここでも、本研究会で作成・実施した債務者用アンケートの概要を簡単に確認しておくことにする。なお、実際に用いたアンケート調査票については、本稿末尾の〔資料②〕を参照願いたい。

まず、債務者用アンケートの全体構成であるが、これは、債権者用アンケートの調査結果との対比を念頭に置いていたことから、基本的には同じ構成をとることとした (担保目的物毎にアンケート項目を設定)。次に、担保方法毎の詳細なアンケート項目についても、基本的には債権者用アンケートと同様とし、ただ、アンケートの回答者が担保を提供する側 (債務者) の立場であることに対応して、多少、質問の内容・表現等を変更することとした。なお、参考まで、本アンケートの概要を以下に示しておく。

【資料：債務者用アンケートの概要】

| 「資金調達が多様性に関する実態調査アンケート (債務者用)」 | |
|---|---|
| <p>I 不動産を担保とするケース</p> <p>＜項目を設定した担保方法＞</p> <p>1- 抵当権・根抵当権</p> <p>2- 譲渡担保</p> <p>3- 仮登記担保</p> <p>II 動産を担保とするケース</p> <p>＜項目を設定した担保方法＞</p> <p>1- 質権</p> <p>2- 譲渡担保 (特定動産・集合動産)</p> <p>3- 所有権留保</p> | <p>III 特殊抵当</p> <p>IV 債権を担保とするケース</p> <p>＜項目を設定した担保方法＞</p> <p>1- 質権</p> <p>2- 譲渡担保 (集合債権)</p> <p>3- 代理受領・振込指定</p> <p>V 有価証券・知的財産権を担保とするケース</p> <p>VI その他の担保方法</p> <p>VII 自由意見</p> |

3 アンケート調査の結果

ここでも、基本的には債権者用アンケートの際と同じ方法で、債務者用アンケートの調査結果をみていくことにする。

(1) 担保目的物と担保方法に関する調査結果

前掲のアンケートの実施状況から明らかなように、債務者用アンケートに対する回答数は、非常に少数にとどまっている⁽¹³⁾。以下では、調査結果の全体概要をまず初めに示しておくことにする。

【集計結果 20 : 担保目的物と担保方法等 (全体概要)】

| | |
|-------------------------------|-------------------|
| 1 不動産を目的とした担保 | (1) 債権質→1/58 |
| (1) 抵当権・根抵当権→35/58 (約 60%) | (2) 譲渡担保→1/58 |
| (2) 譲渡担保→6/58 (約 10%) | 4 その他 |
| (3) 仮登記担保→7/58 (約 12%) | (1) 有価証券担保→4/58 |
| 2 動産を目的とした担保 | (2) 個人保証の併用 |
| (1) 動産質→2/58 | 求められたことあり→25/58 |
| (2) 譲渡担保 | (約 43%) |
| ①特定(個別)動産→3/58 | ①人的担保→20/25 (80%) |
| ②集合動産→2/58 | ②物的担保→1/25 |
| (3) 所有権留保→1/58 | (3) 新たな資金調達方法の利用 |
| 3 債権を目的とした担保 | ①売掛債権担保融資制度→1 |
| | ②プロジェクト・ファイナンス→1 |

(2) 不動産を目的とした担保方法

それでは、不動産を目的とした担保について、アンケートの調査結果をみることにする。なお、繰り返し述べているように、全体としてのデータ自体が少ないことから、以下では、担保方法毎に区別することなく、一括して調査結果のみを示すこととする。

- (13) したがって、本アンケートの調査結果から、資金調達に際しての各担保方法の利用実態について、多少なりとも何らかの示唆を得ることができるという状況にはない。また、【集計結果 20】をみれば明らかなように、各アンケート項目に対する具体的な回答記入は、回答総数よりもさらに少ないものとなっている(比較的回答記入が多いのは、抵当権・根抵当権、及び個人保証の併用に関するものに限られる)。なお、アンケートに対する回答には、「最近5年間でそもそも借入れをしていない」といった回答、又は「担保なしで借入れが可能」といった回答も複数あったことを付言しておく。

【集計結果 21 : 不動産を目的とする担保方法】

- 1 抵当権・根抵当権 (回答数: 35/58)
 - (1) 契約書名: 金銭消費貸借契約証書又は (根) 抵当権設定契約証書とするものが多く、割合は半々
 - (2) 抵当権の登記
 - ①本登記→ 24/35 (約 69%)
 - ②仮登記→ 4/35 (約 11%)
 - ③登記していない
 - (a) 必要に応じて登記可→ 5/35 (約 14%)
 - (b) 登記の予定なし→ 2/35

* 既設定根抵当権を使用し、その極度額内で契約→ 1
 - 2 譲渡担保 (回答数: 6/58)
 - (1) 担保提供の相手方 (重複回答あり)
 - ①都市銀行→ 2
 - ②地方銀行→ 1
 - ③政府系中小企業金融→ 1
 - (2) 契約書名: 省略 (特になし)
 - (3) 登記及び登記原因
 - ・ 譲渡担保原因の登記→ 1
 - (4) 担保不動産の所有権の帰属に関する意識調査
 - ①債務者に帰属→ 3
 - ②債権者に帰属→ 1
 - (5) 担保不動産の占有 (使用・収益) 状態
 - ①債務者が占有、使用・収益の制限なし→ 3
 - ②債権者が占有→ 1
 - (6) 譲渡担保を利用した理由 (重複回答あり)
 - ①その方法でないと融資を受けられないと思った→ 1
 - ②登録免許税軽減のため→ 1
 - (7) 受戻権を行使した経験の有無
 - ・ なし→ 3
 - (8) 実行方法についての特約の有無
 - ・ なし→ 3
 - (9) 譲渡担保の実行

・実行されたことなし→4

3 仮登記担保 (回答数: 7/58)

(1) 担保提供の相手方 (重複回答あり)

- ①都市銀行→4
- ②地方銀行→2
- ③信託銀行→1
- ④政府系中小企業金融→2
- ⑤その他→取引先 (1)

(2) 契約書名: 省略 (特になし)

(3) 登記

- ①仮登記をした→4
- ②仮登記をしていない→2 (内、必要に応じて登記可1)

(4) 仮登記担保を利用した理由 (重複回答あり)

- ①相手方に勧められた→1
- ②その方法でないと融資を受けられないと思った→3
- ③登記印紙代が1件4000円で済む→1

(5) 対象となる権利

- ①土地所有権→5
- ②建物所有権→4

(6) 仮登記担保の実行

・実行されたことなし→5

(2) 動産を目的とした担保方法

次に、動産を目的とした担保方法についてみていくことにする。本アンケートでは、すでに示したとおり、動産質の他、特定動産・集合動産の譲渡担保、及び所有権留保についてアンケート項目を設定したが、実際に回答があったのは、動産質を除く各担保方法についてであり、回答数は各々1であった。以下でも、そのデータのみを示しておくことにする。

【集計結果 22：動産を目的とする担保方法】

- 1 特定動産の譲渡担保（回答数：詳細な回答があるのは1社のみ）
 - (1) 担保の目的物→機械・設備
 - (2) 譲渡担保を利用した理由→その方法でないと融資を受けられないと思った
 - (3) 所有者の公示方法→なし
 - (4) 対抗要件の有無とその種類→登記・登録
 - (5) 担保目的物の占有（使用・収益）状態→債権者が占有
 - (6) 実行方法についての特約条項の有無→なし
 - (7) 譲渡担保の実行→実行されたことあり
- 2 集合動産の譲渡担保（回答数：詳細な回答があるのは1社のみ）
 - (1) 担保提供の相手方→政府系中小企業金融
 - (2) 担保の目的物→機械・設備・備品（特定：所在場所）原材料（特定：所在場所）
 - (3) 譲渡担保を利用した理由→相手方に勧められたから
 - (4) 所有者の公示方法→なし
 - (5) 実行方法についての特約条項の有無→なし
- 3 所有権留保（回答数：詳細な回答があるのは1社のみ）
 - (1) 担保提供の相手方→リース会社
 - (2) 契約書名：割賦売買契約
 - (3) 担保の目的物→回答者が最終ユーザーである物
 - (4) 所有権留保を利用した理由→その他（詳細不明）
 - (5) 所有権留保の公示方法→ネームプレート
 - (6) カバーされる債務→対象商品の代金債務、納入債務や請負債務
 - (7) 商品を引き揚げられた経験の有無→なし

(3) 債権を目的とする担保方法

債権を目的とした担保についても、前掲の動産担保の場合と同じく、詳細な回答が得られたのは債権質及び債権の譲渡担保、各1づつである。したがって、ここでも、そのデータのみを示すにとどめる。

【集計結果 23：債権を目的とする担保方法】

- 1 債権質 (回答数：詳細な回答があったのは 1 社のみ)
 - (1) 担保提供の相手方→政府系中小企業金融
 - (2) 対抗要件の有無とその種類→確定日付のある通知・承諾
 - (3) 質権の実行→実行されたことなし
- 2 集合債権の譲渡担保 (回答数：詳細な回答があったのは 1 社のみ)
 - (1) 担保提供の相手方→政府系中小企業金融
 - (2) 目的となる債権→リース料・クレジット債権
 - (3) 債権の範囲の特定→債権発生の期間
 - (4) 譲渡担保を利用した理由→その方法でないと融資を受けられないと思ったから
 - (5) 譲渡担保の実行→実行されたことあり

(4) その他の担保方法等

最後に、その他の担保方法等について、本アンケートで回答のあったアンケート項目を取り上げ、その調査結果のみを以下に示しておくことにする。

【集計結果 24：その他の担保方法等】

- 1 有価証券を目的とする担保 (回答総数：4/58)
 - (1) 担保提供の相手方 (重複回答あり)
 - ①都市銀行→2
 - ②地方銀行→1
 - ③信託銀行→1
 - ④政府系中小企業金融→1
 - (2) 契約書名：金銭消費貸借契約証書 (1)、担保品預り証 (1)
 - (3) 目的たる有価証券の種類
 - ①株券→3
 - ②その他→定期預金証書 1
受取手形 1
 - (4) 証券の交付の有無
 - ・名義を書き換えず交付→3

2 個人保証の併用（回答総数：25/58）

◎今後の個人保証

- ①現在のものが必要→7
- ②限度額を定めたものが必要→8
- ③必要なし→9

3 その他の担保方法（回答数：各1）

- ①連帯保証人（代表取締役）
- ②府・市中小企業信用保証協会
- ③預金担保
- ④銀行保証

四 おわりに

ここまで、本稿では、基本的に本研究会で実施した2種類のアンケート調査の結果をデータ中心で紹介してきたつもりである。本稿の冒頭で述べたように、本稿の目的は、主として、近時の担保の多様性に関する実態を知る上での1つの資料を提供するということにとどまり、本アンケート調査で得られたデータをどのように評価・分析し、担保取引の実態をどのように把握するかということについては、本稿ではほとんど立ち入った言及をしていない。この点に関する研究は、2006年度日本法社会学会のミニシンポジウム「生きる法としての非典型担保」（2006（平成18）年5月13日（土）、関西学院大学）において報告させていただいたところであり、詳細な研究成果については、別稿において、先行する他の実態調査との比較検討も含めて公表することを予定している。

最後に、本研究会でのアンケート調査に協力下さった全ての企業及び回答担当者の方々に感謝申し上げることにより、本稿を締めることとした。

[追記] 本稿は、平成15年度～平成17年度科学研究費補助金（基盤研究（B）、研究代表者＝鳥谷部茂）「非典型担保の実態・解釈・立法」の研究成果の一部である。

〔資料②〕 債務者用アンケート

資金調達の多様性に関する実態調査アンケート

(債務者用)

(1) 貴社名、(2) 記入担当者名、及び (3) 連絡先 (e-mail、電話番号) をお書き下さい。

(4) 貴社の業種をお選び下さい (複数回答可)。

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| 1 - 農業 | 11 - 金融・保険業 |
| 2 - 林業 | 12 - 不動産業 |
| 3 - 漁業 | 13 - 飲食店・宿泊業 |
| 4 - 鉱業 | 14 - 医療・福祉 |
| 5 - 建設業 | 15 - 教育・学習支援業 |
| 6 - 製造業 | 16 - 複合サービス事業 |
| 7 - 電気・ガス・熱供給・水道業 | 17 - サービス業 (他に分類されないもの) |
| 8 - 情報通信業 | 18 - 公務 (他に分類されないもの) |
| 9 - 運輸業 | 19 - その他 |
| 10 - 卸売・小売業 | |

(5) 貴社の資本金をお書き下さい (直近の決算期におけるそれをお書き下さい)。

I 資金調達に際して不動産を担保とするケースについてお尋ねします (なお、以下の各問・項目については、最近 5 年に貴社が担保提供したものに関して可能な範囲でお答え下さい)。

問 1 担保の種類は何ですか (複数回答可)。

- 1 - 抵当権・根抵当権 (→さらに、問 2 へ)
- 2 - 譲渡担保 (→さらに、問 3 へ)
- 3 - 仮登記担保 (→さらに、問 4 へ)
- 4 - その他の担保方法
(以下の A ~ F からお選び下さい)
- A - 不動産の所有権留保
- B - 信託
- C - 買戻し
- D - 再売買の予約
- E - 不動産質
- F - その他 (不明な場合を含む、

譲渡担保とは=担保のために目的物の所有権を相手方(債権者)に移転する方法

仮登記担保とは=担保のために所有権移転の仮登記をする方法

所有権留保とは=貴社に商品が納入されたような場合にその代金支払いまでその

可能な範囲で具体的にお答え下さい)

商品の所有権を相手方 (債権者) に留める方法

問2 抵当権・根抵当権を用いたことがある場合にお答え下さい。

- ①-契約書名をお書き下さい。
- ②-登記しましたか (複数回答可)。
 - 1- 抵当権・根抵当権設定本登記を行った。
 - 2- 抵当権・根抵当権設定仮登記を行った。
 - 3- 登記していない (しなかった)。
(以下のA・Bについてもお選び下さい)
A- 登記をする必要が生じたときに、登記できることになっている。
B- 登記することはまったく予定していない。

問3 譲渡担保を用いたことがある場合にお答え下さい。

- ①-相手方 (債権者) は誰ですか (複数回答可)。
 - 1- 都市銀行
 - 2- 地方銀行
 - 3- 信託銀行
 - 4- 信用金庫・信用組合
 - 5- 政府系中小企業金融
 - 6- その他の金融機関 (貸金業者等を含む)
 - 7- 商社
 - 8- その他
(可能な範囲で具体的にお答え下さい)
- ②-契約書名をお書き下さい
- ③-登記しましたか (複数回答の場合あり)。
 - 1- 「譲渡担保」を登記原因とする所有権移転本登記を行った。
 - 2- 「売買」等譲渡担保以外を登記原因とする所有権移転本登記を行った。
 - 3- 登記していない (しなかった)

選択枝1・2にある登記原因については、契約書・登記簿謄本等を見て下さい

(以下の A・B についてもお選び下さい)

A - 登記をする必要が生じたときに、登記できることになっている。

B - 登記することはまったく予定していない。

④ - 担保不動産の所有権はどちらに帰属しているとお考えですか。

1 - 貴社 (債務者)

2 - 相手方 (債権者)

3 - その他の者

(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

⑤ - 誰が担保不動産を占有 (使用・収益) していますか (何度も用いたことがある場合には、複数回答もあり得る)。

1 - 貴社 (債務者)

(以下の A・B についてもお答え下さい)

A - 担保不動産の使用・収益について、その用途等を制限されていない。

B - 担保不動産の使用・収益について、その用途等を制限されている。

2 - 相手方 (債権者)

3 - その他の者

(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

⑥ - 譲渡担保を利用した理由は何ですか (複数回答可)。

1 - 相手方に勧められたから

2 - その方法でないと融資を受けられないと思ったから

3 - その他 (可能な範囲で具体的にお答え下さい)

⑦ - 受戻権を行使したことがありますか。

1 - ある

2 - ない

⑧ - 担保の実行方法について特約がありますか (複数回答の場合あり)。

占有とは = 目的物が手元にあるということである

受戻権の行使とは = 元本と利息等を債権者に支払って目的物の所有権を取り戻すこと

1-特約がある。

(以下のA・Bについてもお答え下さい)

A-帰属清算

B-処分清算

2-特約はない。

⑨-譲渡担保(権)の実行を受けたことがありますか。

1-ある

(以下のA・Bについてもお答え下さい(複数回答の場合あり))

A-清算金を受け取った。

B-清算金を受け取っていない。

2-ない

帰属清算とは=相手方(債権者)が目的物の所有権を取得した上で、それを適正評価し清算する方法

処分清算とは=相手方(債権者)が目的物を処分(売却等)してその代金で清算する方法

*なお、特約については契約書を見て下さい

問4 仮登記担保を用いたことがある場合にお答え下さい。

①-相手方(債権者)は誰ですか(複数回答可)。

1-都市銀行

2-地方銀行

3-信託銀行

4-信用金庫・信用組合

5-政府系中小企業金融

6-その他の金融機関(貸金業者等を含む)

7-商社

8-その他

(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

②-契約書名をお書き下さい。

③-登記(仮登記)をしましたか(何度も用いたことがある場合には、複数回答もあり得る)。

1-登記(仮登記)を行った。

2-登記(仮登記)していない(しなかった)

(以下のA・Bについてもお選び下さい)

A-登記をする必要が生じたときに、登記(仮登記)できることになっている。

B-登記(仮登記)することはまったく予定していない。

④-仮登記担保を利用した理由は何ですか(複数回答可)。

1-相手方に勧められたから

2-その方法でないと融資を受けられないと思ったから

3-その他

(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

⑤-仮登記担保の対象となる権利は何ですか(複数回答可)。

1-土地所有権

2-地上権

3-建物所有権

4-建物賃借権

5-その他

(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

⑥-仮登記担保の実行を受けたことがありますか。

1-ある

(以下のA・Bについてもお答え下さい)

A-清算金を受け取った。

B-清算金を受け取っていない。

2-ない

4の建物賃借権は、債権者が他の賃借権を排除するために仮登記をする場合のことを指します

II 資金調達に際して動産を担保とするケースについてお尋ねします(なお、以下の各問・項目については、最近5カ年に貴社が担保提供したものに関して可能な範囲でお答え下さい)。

問5 担保の種類は何ですか(複数回答可)。

1-動産質

2-動産の譲渡担保(動産質であることが明示されていない場合を含む)

(以下のA・Bについてもお答え下さい)

A-特定動産の譲渡担保(→さらに、問6へ)

B-集合動産の譲渡担保(→さらに、問7へ)

譲渡担保とは=前記説明参照
所有権留保とは=前記説明参照

- 3-所有権留保 (→さらに、問8へ)
- 4-その他の担保方法 (可能な範囲で具体的に
お答え下さい)

問6 特定動産の譲渡担保 (動産質であることが明示されていない場合を含む) を用いたことがある場合にお答え下さい。

- ①-相手方 (債権者) は誰ですか (複数回答可)。
 - 1-都市銀行
 - 2-地方銀行
 - 3-信託銀行
 - 4-信用金庫・信用組合
 - 5-政府系中小企業金融
 - 6-その他の金融機関 (貸金業者等を含む)
 - 7-商社
 - 8-その他
(可能な範囲で具体的にお答え下さい)
- ②-契約書名をお答え下さい。
- ③-担保の目的物である特定動産は以下のどれですか (複数回答可)。
 - 1-機械・設備
 - 2-備品 (ex. 金型)
 - 3-自動車
 - 4-その他
(可能な範囲で具体的にお答え下さい)
- ④-譲渡担保を利用した理由は何ですか (複数回答可)。
 - 1-相手方に勧められたから
 - 2-その方法でないと融資を受けられないと思ったから
 - 3-その他
(可能な範囲で具体的にお答え下さい)
- ⑤-所有者が誰か分かるようにしてありますか
(何度も用いたことがある場合には、複数回

答もあり得る)。

1-してある

(以下のA～Cからもお選び下さい)

A-ネームプレート、貼付

B-刻印・打刻

C-その他

(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

2-してない

⑥-対抗要件として何を用いていますか

(複数回答の場合あり)。

1-占有改定

2-登記・登録

3-その他

(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

4-用いていない

⑦-誰が目的物を占有(使用・収益)していますか(複数回答の場合あり)。

1-貴社(債務者)

2-相手方(債権者)

3-その他の者

(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

⑧-前項⑦で1と答えた場合にのみお答え下さい。特約条項として、目的物の加工に関する条項が存在しますか(複数回答の場合あり)。

1-貴社による目的物の加工に関する特約条項が存在する(可能な範囲で具体的内容についてもお答え下さい)

2-そのような条項は存在しない。

⑨-担保の実行方法について特約がありますか(複数回答の場合あり)。

1-特約がある。

(以下のA・Bについてもお答え下さい)

A-帰属清算

B-処分清算

対抗要件とは=目的物の所有権の取得等を利害関係人に主張するために必要となるもの(不動産では専ら登記)

占有改定とは=担保提供者(貴社)が債権者の代わりに引続き目的物を占有(使用・収益)すること

帰属清算=前記説明参照
処分清算=前記説明参照

2-特約はない。

⑩-譲渡担保(権)を実行されたことがありますか。

1-ある

2-ない

問7 集合動産の譲渡担保(動産質であることが明示されていない場合を含む)を用いたことがある場合に可能な範囲でお答え下さい。

①-相手方(債権者)は誰ですか(複数回答可)。

1-都市銀行

2-地方銀行

3-信託銀行

4-信用金庫・信用組合

5-政府系中小企業金融

6-その他の金融機関(貸金業者等を含む)

7-商社

8-その他

(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

②-契約書名をお書き下さい。

③-担保の目的物である集合動産は以下のどれですか(複数回答可)。

1-機械・設備・備品

(以下のA~Dから目的物の範囲を特定する際に用いているものをお選び下さい)

A-種類

B-所在場所

C-量的範囲

D-その他

(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

2-商品

(以下のA~Dから目的物の範囲を特定する際に用いているものをお選び下さい)

A-種類

B-所在場所

C-量的範囲

集合動産の例=一切の在庫品・原材料、〇〇倉庫に保管中の全ての動産、等

目的物の範囲の特定の仕方については契約書を見て下さい

D-その他

(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

3-原材料

(以下のA~Dから目的物の範囲を特定する
際に用いているものをお選び下さい)

A-種類

B-所在場所

C-量的範囲

D-その他

(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

4-その他

(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

(以下のA~Dから目的物の範囲を特定する
際に用いているものをお選び下さい)

A-種類

B-所在場所

C-量的範囲

D-その他

(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

④-譲渡担保を利用した理由は何ですか

(複数回答可)。

1-相手方に勧められたから

2-その方法でないと融資を受けられないと思
ったから

3-その他

(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

⑤-所有者が誰か分かるようにしてありますか

(何度も用いたことがある場合には、複数回答
もあり得る)。

1-してある

(以下のA・Bについてもお答え下さい)

A-看板・立札

B-その他

(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

- 2- してない
- ⑥- 対抗要件として何を用いていますか
(複数回答の場合あり)。
- 1- 占有改定
2- 登記・登録
3- その他
(可能な範囲で具体的にお答え下さい)
- 4- 用いていない
- ⑦- 担保の実行方法について特約がありますか
(複数回答の場合あり)。
- 1- 特約がある。
(以下のA・Bについても答え下さい)
- A- 帰属清算
B- 処分清算
- 2- 特約はない。
- ⑧- 譲渡担保(権)を実行されたことがありますか。
- 1- ある
2- ない

問8 所有権留保を用いたことがある場合にお答え下さい。

- ①- 相手方(債権者・売主)は誰ですか
(複数回答可)。
- 1- 商社
2- メーカー
3- その他
(可能な範囲で具体的にお答え下さい)
- ②- 契約書名をお書き下さい。
- ③- 担保の目的物は何ですか(複数回答可)。
- 1- 貴社からさらに流通が予定されている物
2- 貴社が最終ユーザーである物
3- 貴社によって加工され流通することが前提
となっている物(原材料など)
4- 貴社の財産に作り付けられてしまう物

(建築資材など)

5-その他

(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

④-所有権留保を利用することになった理由は何ですか(複数回答可)。

1-相手方に勧められたから

2-その方法でないと現金払いを強いられることになるから

3-その他

(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

⑤-所有権が留保されていることが第三者に分かるようにしてありますか。

1-してある

(以下のA~Dについてもお答え下さい)

A-登記・登録

B-ネームプレート

C-刻印・打刻

D-その他

(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

2-してない

⑥-所有権留保によってカバーされる債務は何ですか(複数回答可)。

1-対象商品の代金債務、納入債務や請負債務

2-1以外に対象商品に関連する債務

(修理代、サービス料、運送費など)

3-対象商品とは関係ない債務

(別取引の未払債務など)

4-相手方以外が債権者となっている債務

(相手方の関連会社の有する未払債務など)

5-その他

(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

⑦-留保した所有権に基づいて実際に商品を引揚げられたことがありますか。

1-ある

(引揚げられた際に「契約解除」の手続がとられたかどうかをお教え下さい)

A-手続きをとられた

B-そのような手続きはなかった

2-ない

⑧-商品の引揚げ後、残債務を超える商品価値部分の返還や既払金の返還などの「清算手続」はありましたか

1-清算金を受け取った

2-清算金を受け取っていない

Ⅲ 特殊抵当についてお尋ねします (なお、以下の各問・項目については、最近5カ年に貴社が担保提供したものに関して可能な範囲でお答え下さい)。

問9 以下の特殊抵当を用いたことがありますか。

1-工場財団抵当

2-その他の財団抵当

3-企業担保

4-建設機械抵当

5-自動車抵当

6-船舶・航空機抵当

7-その他

(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

Ⅳ 資金調達に際して債権を担保に供するケースについてお尋ねします (なお、以下の各問・項目については、最近5カ年に貴社が担保提供したものに関して可能な範囲でお答え下さい)。

問10 担保の種類は何ですか (複数回答可)。

1-債権質 (→さらに、問11へ)

2-(集合)債権の譲渡担保 (→さらに、問12へ)

3-債権者が債権を回収するために用いる代理受領・振込指定 (→さらに、問13へ)

4-その他

(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

代理受領とは=債権者Aが、債務者B(貴社)に対する債権を担保するため、Bが第三者債務者C(貴社の有する債権の債務者)に対して有する債権について、Bに代わって取り立て

ること（金銭を受領すること）

振込指定とは＝債務者Bが第三債務者Cに対し債権を有する場合であって、債権者A（金融機関）が、Bとの合意に基づき、CのBに対する債務の弁済方法について、AにあるB名義の特定口座への振込みを指定すること

問11 債権質を用いたことがある場合にお答え下さい。

①－相手方（債権者）は誰ですか（複数回答可）。

- 1－都市銀行
- 2－地方銀行
- 3－信託銀行
- 4－信用金庫・信用組合
- 5－政府系中小企業金融
- 6－その他の金融機関（貸金業者等を含む）
- 7－商社
- 8－その他

（可能な範囲で具体的にお答え下さい）

②－契約書名をお書き下さい。

③－担保の目的たる債権は以下のどれですか

（複数回答可）。

- 1－売掛代金債権（サービス等の対価を含む）
- 2－リース料・クレジット債権
- 3－貸金債権
- 4－不動産賃料債権
- 5－入居保証金債権
- 6－工事請負代金債権
- 7－その他

(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

④- 対抗要件を備えていますか (複数回答可)。

1- 確定日付のある通知・承諾

2- 通知留保

(白紙委任状の交付を受けているような場合)

3- 確定日付のない通知・承諾

4- 債権譲渡特例法による対抗要件

(債権譲渡の登記)

5- 特債法による対抗要件 (債権譲渡の広告)

6- なし

⑤- 債権質の実行を受けたことがありますか。

1- ある

2- ない

対抗要件とは=債権者(質権者)が貴社の債権を担保にとっていることを利害関係人に対して主張するために必要となるもの

確定日付のある通知・承諾とは=例えば、内容証明郵便による通知や公証役場の確定日付の押印を取得した承諾書

債権質の実行とは=債権者が質権に基づいて第三債務者(貴社の質入れ債権の債務者)に取り立てをなすこと

問12 集合債権の譲渡担保を用いたことがある場合にお答え下さい。

①- 相手方(債権者)は誰ですか(複数回答可)。

1- 都市銀行

2- 地方銀行

3- 信託銀行

4- 信用金庫・信用組合

5- 政府系中小企業金融

6- その他の金融機関(貸金業者等を含む)

7- 商社

8- その他

(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

②- 契約書名をお書き下さい。

③- 担保の目的たる債権は以下のどれですか(複数回答可)。

- 1 - 売掛代金債権 (サービス等の対価を含む)
- 2 - リース料・クレジット債権
- 3 - 貸金債権
- 4 - 不動産賃料債権
- 5 - 入居保証金債権
- 6 - 工事請負代金債権
- 7 - その他

(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

- ④ - 集合債権の範囲をどのようにして特定して
ますか (複数回答可)。

- 1 - 第三債務者
- 2 - 債権の発生原因 (売買等)
- 3 - 債権発生期間 (いつからいつまで、特定
の日から何年等)
- 4 - 金額
- 5 - その他

(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

- ⑤ - 譲渡担保を利用した理由は何ですか
(複数回答可)。

- 1 - 相手方に勧められたから
- 2 - その方法でないと融資を受けられないと思
ったから
- 3 - その他

(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

- ⑥ - 対抗要件を備えていますか (複数回答可)。

- 1 - 確定日付のある通知・承諾
- 2 - 通知留保 (白紙委任状や譲渡通知書を債権
者に交付しているような場合)
- 3 - 確定日付のない通知・承諾
- 4 - 債権譲渡特例法による対抗要件
(債権譲渡の登記)
- 5 - 特債法による対抗要件 (債権譲渡の広告)
- 6 - なし

- ⑦ - 対抗要件に担保目的であることが明示されて

範囲の特定の仕方に関して
は、契約書を見て下さい

対抗要件とは = 前記説明参
照

通知・承諾書で担保目的で

いますか (複数回答の場合あり)。

- 1 - 明示されている
- 2 - 明示されていない

⑧- 譲渡担保 (権) の実行を受けたことがありますか。

- 1 - ある
- 2 - ない

あることが明示されている
か否かでお答え下さい

問13 (貴社の債権者が) 債権担保のために代理受領・振込指定を用いたことがある場合にお答え下さい。

①- 相手方 (債権者) は誰ですか (複数回答可)。

- 1 - 都市銀行
- 2 - 地方銀行
- 3 - 信託銀行
- 4 - 信用金庫・信用組合
- 5 - 政府系中小企業金融
- 6 - その他の金融機関 (貸金業者等を含む)
- 7 - 商社
- 8 - その他

(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

②- 契約書名をお書き下さい。

③- 代理受領・振込指定を利用した理由は何ですか (複数回答可)。

- 1 - 相手方に勧められたから
- 2 - その方法でないと融資を受けられないと思ったから
- 3 - その他

(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

④- 第三債務者 (原債務者) の承諾はありますか (複数回答の場合あり)。

- 1 - ある
- 2 - ない

⑤- 契約条項として「債権者にのみ支払う」との

第三債務者=貴社の有する
債権の債務者

特約が存在しますか (複数回答の場合あり)。

- 1 - 存在する
- 2 - 存在しない

⑥ - 「契約を解除 (撤回) できない」との特約が
存しますか (複数回答の場合あり)。

- 1 - 存在する
- 2 - 存在しない

V 資金調達に際して有価証券・知的財産権等を担保とするケースについてお尋ね
します (なお、以下の各問・項目については、最近 5 年に貴社が担保提供したも
のに関して可能な範囲でお答え下さい)。

問 14 以下の担保を用いたことがありますか。

- 1 - 有価証券の担保 (→さらに、問 14 へ)
- 2 - 知的財産権の担保 (→さらに、問 15 へ)
- 3 - その他
(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

問 15 有価証券の担保を用いたことがある場合にお答え下さい。

① - 相手方 (債権者) は誰ですか (複数回答可)。

- 1 - 都市銀行
- 2 - 地方銀行
- 3 - 信託銀行
- 4 - 信用金庫・信用組合
- 5 - 政府系中小企業金融
- 6 - その他の金融機関 (貸金業者等を含む)
- 7 - 商社
- 8 - その他

(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

② - 契約書名をお書き下さい。

③ - 担保の目的たる有価証券は以下のどれですか
(複数回答可)。

- 1 - 株券
- 2 - 投資信託受益証券

3 - 公社債

4 - 国債

5 - 金融債

6 - その他

(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

④- 証券を交付していますか

(複数回答の場合あり)。

1 - 証券を交付した。

(以下のA・Bについても選んで下さい)

A - 名義を書換えている

B - 名義を書換えていない

2 - 証券を交付していない。

問16 知的財産権の担保を用いたことがある場合にお答え下さい。

①- 相手方(債権者)は誰ですか

(複数回答可)。

1 - 都市銀行

2 - 地方銀行

3 - 信託銀行

4 - 信用金庫・信用組合

5 - 政府系中小企業金融

6 - その他の金融機関(貸金業者等を含む)

7 - 商社

8 - その他

(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

②- 契約書名をお書き下さい。

③- 担保の目的(対象)は以下のどれですか

(複数回答可)。

1 - 特許権

2 - 実用新案権

3 - 著作権

4 - 意匠権

5 - 商標権

6 - その他

(可能な範囲で具体的にお答え下さい)

- ④一担保の方法はどれを用いていますか
(複数回答の場合あり)。
- 1 - 質権
 - 2 - 譲渡担保 (質権であることが明示されていない場合を含む)
 - 3 - その他
(可能な範囲で具体的にお答え下さい)
- ⑤一登録等の対抗要件を備えていますか
(複数回答の場合あり)。
- 1 - 備えている
 - 2 - 備えていない

VI その他の担保方法についてお尋ねします。

問17 他の物的担保と共に個人保証を用いたことがある場合にお答え下さい。

- ①一他の物的担保と共に個人保証を求められたことがありますか。
- 1 - 求められたことはない
 - 2 - 求められたことがある
(以下のA・Bについてもお答え下さい (複数回答の場合あり))
A - 人的担保をとられた
B - 物的担保をとられた
- ②一今後、個人保証を用いることが必要であると
お考えですか。
- 1 - 現在用いているものが必要
 - 2 - 限度額 (責任限度) を定めたものが必要
 - 3 - 必要ない

個人保証=例えば、貴社が融資を受ける際に、貴社の有する不動産の上に抵当権が設定されるのとは別に、特定の個人 (役職者等) から人的担保・物的担保をとること

人的担保=具体的には、保証人等になること

物的担保=具体的には、自身の財産上に抵当権や質権を設定すること

問18 資産や収益を対象とする新たな資金調達制度を用いたことがありますか。

- 1 - 用いたことはない
- 2 - 用いたことがある

219- 担保の多様性に関する実態調査 (二・完) (堀田)

(以下のA～Fについてもお答え下さい (複数回答可))

- A-資産流動化法 (SPC 法) による証券化
 - B-不動産特定共同事業法による投資
 - C-投資信託及び投資法人に関する法律 (J-REIT) による投資
 - D-売掛債権担保融資制度
 - E-プロジェクト・ファイナンス
 - F-その他
- (可能な範囲で具体的にお答え下さい)

問 19 その他に担保方法として用いているものがあれば具体的にお書き下さい。

VII 資金調達に際しての債権担保の方法について、貴社 (担当者様) がお考えになっていることがあればご自由にお書き下さい。

ご協力ありがとうございました。